

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン補機冷却系所内空気圧縮機用冷却水供給用電磁弁バイパス弁のハンドル固定ナットの外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
2	3号機	換気空調系廃棄物処理建屋給気空調機暖房用蒸気コイル温度調整弁に制御不良が認められたため、当該弁及び制御回路を点検・修理	D	
3	3号機	主タービングランド蒸気系グランドシール蒸気圧力調整弁（A）の制御不良（ハンチング）が認められたため、当該弁の制御回路を点検・修理	C	
4	3号機	所内ボイラ（B）給水水位調整弁前弁及び同バイパス弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	換気空調系中央操作室空調機暖房用蒸気入口配管ドレントラップにシートパスが認められたため、当該トラップを点検・修理	D	
6	5号機	燃料交換機用計算機点検において、外部記憶装置電源ユニット用冷却ファンの停止及びプリンタの動作不良（印字不可）が認められたため、当該品を修理	D	
7	6号機	給復水系蒸気式空気抽出器駆動用所内ボイラ蒸気配管ドレントラップ（D530）のボンネット部にピンホールによるリーク（1滴/数秒程度）及び同ドレントラップ前後弁のシートパスが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	計装用空気系空気貯槽圧力計に指示不良（指針固着）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉建屋換気空調系給気空調機暖房用蒸気コイル（F）出口ドレントラップドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	集中環境施設	雑固体焼却設備排ガブロウ（B）振動記録計に記録用紙交換の際の記録装置の引出し不良（固くて動きにくい）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで